横浜市障害者グループホーム事務マニュアル (平成29年度版)

| 目 | 次 |
|---|---|
| | |

| 第1 | 年間事務スケジュール表 ・・・・・・・・・・ <u>1ページ</u> |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第2 | グループホームの新設について ・・・・・・・・ <u>2ページ</u> |
| 第3 | 運営体制等の変更について ・・・・・・・・・ <u>4ページ</u> |
| 第4 | 設置費補助金について ・・・・・・・・・・ <u>5ページ</u> |
| 第5 | 改修費補助金について ・・・・・・・・・・・ <u>8ページ</u> |
| 第6 | 運営費補助金について ・・・・・・・・・・ <u>9ページ</u> |
| 第7 CS | 横浜市単独加算の請求について ・・・・・・・・・ <u>10ペーシ</u> V作成用エクセルシート記載例 ・・・・・・・・ <u>11ペーシ</u> |
| 第8 | 横浜市の体験入居について ・・・・・・・・・12ペーシ |

第1 年間事務スケジュール表

1 新設ホームの場合

| 時期 | | 事務 | 内 容 |
|---------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 时 別 | 障害支援課 | 障害企画課 |
| 設置前年 | 8月~9月頃 | ・設置意向調査の周知 (横浜市ホームページ「障害福祉のあ んない」に掲載) ・設置意向調査票の提出 | |
| 年度 | 10月~12月頃 | ヒアリング実施 | |
| /X | 3月下旬 | 内示通知 | |
| 設置 | 建築確認時 (市街化調整区 域の新設物件の み) | 対象物件証明書発行依頼の提出 ⇒健康福祉局から建築局に物件証明書 を発行 ⇒ (提出翌月以降) 開発審査会幹事会 ⇒ (幹事会承認翌月以降) 開発審査会 ⇒ (審査会承認後) 開発許可 | |
| 年度(予算対象 | 開設1ヶ月前 | ○設置協議書の提出⇒設置承認(不承認)通知の発行 | 障害者総合支援法の事業者登録申請書 の提出 ※開設前月15日まで (新規事業所開設の場合) ⇒指定書の発行(障害企画課) ⇒ID、パスワードの発行(国保連) |
| ホームのみ | 開設前後 | ○設置費補助金交付申請書の提出○運営費補助金交付申請書の提出⇒補助金交付決定通知書の発行→請求 | |
| み | 開設翌月以降 毎月1~10日 | ・自立支援給付費の請求(簡易入力シス ・横浜市単独加算の請求(かながわシス | |
| | 2月~3月 | ○運営費補助金変更交付申請書の提出⇒変更交付決定通知書の発行 | |
| | 3月~4月 | 運営費補助金の実績報告書の提出 | |

2 既存ホームの場合

| 時期 | 事務 | 内 容 |
|---------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 时 别 | 障害支援課 | 障害企画課 |
| 4月~6月 | ○運営費補助金交付申請書の提出⇒補助金交付決定通知書の発行⇒請求 | 訓練等給付費等算定に係る体制等に関 する届出書提出 (毎年4月) |
| 毎月1~10日 | ・自立支援給付費の請求(簡易入力システム等) ・横浜市単独加算の請求(かながわシステム) | |
| 2月~3月 | ○運営費補助金変更交付申請書の提出⇒変更交付決定通知書の発行 | |
| 3月~4月 | 運営費補助金の実績報告書の提出 | |

3 変更の場合

| ĺ | 時期 | | 事務 | | 内 | 容 |
|---|----------|-------|-----------------------|---|--------|-----|
| | 1寸 カ | 障害支援課 | | | 障害企画課 | |
| | 運営体制等変更時 | | 変更申請書の提出(事前) | 1 | 指定変更届の | D提出 |

4 注意事項

指定関係の事務については、**障害企画課**が担当になります。 加算等に関する届出には事前提出のものがあります。予め御確認ください。

第2 グループホームの新設について

1 事務スケジュール

年間事務スケジュール表をご確認ください。

2 設置前年度 : 設置意向調査について

・横浜市では毎年8~9月頃、障害者グループホームの新設を希望する法人に対して、横浜市ホームページ等を通じて公募しています(設置意向調査)。横浜市障害者グループホームの新設にあたっては、当該調査票を提出し、次年度予算の対象とならなければなりません。

・提出書類等の詳細については、ホームページ等にて案内いたします。

3 設置年度

- (1) 設置上の注意点
 - ・予算対象となるのは、あくまで年度限り(1年間)となります。繰越等の措置は認められません。
 - ・以下に該当する場合は設置を認められません。
 - (1)同一法人・別法人に係わらず、同一敷地内または隣接地に3つ以上のグループホームを運営することになる場合。
 - (2) 同一敷地内に作業所等の日中活動サービス事業所があり、かつ、当該事業所に入居予定者が通所する見込みである場合。
 - (3) その他、設置予定地での設置が明らかに適切ではないと認められる事由がある場合。
 - ・グループホームの建築基準法上の取扱いは「共同住宅」または「寄宿舎」である必要があります。

http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/jouhou/kenki/kijun/toriatsukai/h26/

- ・市街化調整区域にホームを新設する場合は、別途手続きが必要となります(詳細は次項)。
- (2) 市街化調整区域で設置する場合に必要となる手続き等について
 - ①審査会について

市街化調整区域でグループホームの設置を希望する場合は、建築局の開発審査会において承認を得なければなりません。また、当該審査会にエントリーするには、障害支援課あてに図面や協定書等の書類の提出が必要となります。

②土地基準について

市街化調整区域で設置する場合は、前項の注意事項に加え、以下の基準(「横浜市開発審査会提案基準」第29号)を満たす必要があります。

http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/takuchi/takuchikikaku/tokeihou/chousei/29gou.pdf

- ・予定建築物の敷地を含む半径100メートルの円内に「おおむね50以上の建築物」があること。http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/takuchi/takuchikikaku/tokeihou/tebiki/location.pdf
- ・予定建築物の敷地は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項に該当する幅員4.5メートル以上の既存の道路に接する位置であること。

※上記二点の詳細は、建築局調整区域課に確認してください。

・予定建築物の敷地は既存の障害者グループホームの敷地から250メートル以上離れていること

※既存グループホームの設置状況は、「障害福祉のあんない」の最新版等を確認してください。

③注意事項

建築業者等が建築局調整区域課に事前相談等に行く前に、必ず<u>障害支援課に必要書類を提出してください。(設置が認められなくなる場合があります。)</u>

(3) 設置協議について

- ①提出時期·提出書類
- ・提出時期:開設日の凡そ1ヶ月前です。必ず設置前にご提出ください。<u>また、障害企画課へ事業者登録申請を行う前に必ず設置協議書を提出し、設置協議の承認を受けてください。</u>
- ・提出書類:設置運営要綱第1号様式の添付書類をご確認ください。

②注意事項

- ・ホーム名称について、**既存ホームで用いられている名称は原則として使用できません。** ※「障害福祉のあんない」等で確認するようにしてください。
- ・その他、前ページの「設置上の注意事項」に反することが分かった時は、設置を認められない 場合があります。
- (4) 設置費補助金・運営費補助金の交付申請について

それぞれ「第4.設置費補助金について」、「第6.運営費補助金について」をご確認ください。

第3 運営体制等の変更について

1 概要

運営体制等を変更する場合、事前に横浜市の承認を要する項目や、変更後に横浜市に報告を要する項目があります。

(問合せ先:671-3565)

(問合せ先:671-2987)

以下の表を確認し、書類の提出をするようにしてください。

(1) 障害支援課に提出が必要な場合

| 変更項目 | 提出時期 | 提出書類 |
|--------------------------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------|
| ホーム名称 ホーム住所(移転) 定員 運営体制(平日・土日運営、夜間体 制の有無、バックアップ施設等) サテライト | - H 344H | 障害者グループホーム設置運営変更申請書 (設置運営要綱第5号様式) |
| 法人代表者 (理事長等) | 変更後 直ちに | 代表者変更届(任意様式) |
| 世話人、サービス管理責任者、管理者 入居者(入居、退去) | 提出不要 | _ _ |

(2) 会計室会計管理課に提出が必要な場合

| 変更項目 | 提出時期 | 提出書類 | |
|---------------|------|----------------------|--|
| 補助金振込先口座名義 | 変更後 | 华宁 孝 口应拒获4. 足 | |
| 補助金振込先金融機関、支店 | 直ちに | 指定者口座振替払届 | |

http://www.city.yokohama.lg.jp/kaikei/kanri/seikyu-siharai/

※ 事業者指定、体制届けに係る変更書類は、障害企画課に提出が必要になります。 (問合せ先: 671-3601)

2 注意事項

- ・ホーム名称については、既存ホームで用いられている名称は原則として使用できません。 ※「障害福祉のあんない」等で確認するようにしてください。
- ・<u>消防設備やバリアフリー工事等について市からの補助を受けたホームの移転や、設置費補助金において市から敷金の補助を受けたホームの移転を検討している場合は、グループホーム担当に必ずご相談ください(補助金の返還を求める場合があります)。</u>

第4 設置費補助金について

1 設置費補助金の概要

(1) 補助対象ホーム

<u>設置前年度に設置及び移転の内示を受けている</u>ホームで、<u>設置協議承認通知書(移転</u>の場合は変更承認通知書)の発行を受けたホーム

(2) 補助上限額

要綱別表1に記載されている設置費補助金①、②、③、④の内、該当するものを選び、その上限額の範囲内で交付申請を行ってください。

2 初度調弁費の補助内容(設置費補助金①、②、③、④共通)(移転の場合は対象外)

| 補助対象 | ・共有スペースにおいて用いる家具・什器(冷蔵庫、洗濯機、テーブル、イス等) ・入居者の支援を目的として用いる備品等(請求事務に用いるパソコン等) |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象外 | ・ <u>共有スペース以外(入居者の居室等)で用いる家具・什器等</u> ・ <u>単価3,000円未満のもの、消耗品等</u> ・初度調弁に該当しないものや入居者の支援に資すると認められないもの等 |

3 整備費等の補助内容

(1) 整備費(設置費補助金①)

通常の場合

| | 補助項目 | 補助対象 | 補助上限額(円) |
|-----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| | 権利取得費 | ・敷金、礼金、仲介手数料等の初期費用 ※家賃は補助対象外 | スプリンクラーなし |
| 整備費 | 家屋改造費 | ・バリアフリー工事 ・消防設備整備工事(スプリンクラー含む) ・その他、入居者の支援に要すると認められる 家屋改造工事等(ホーム敷地内の工事に限る) | 3, 000, 000 スプリンクラーあり 4, 000, 000 |

(2) 権利取得費、施設整備費(設置費補助金②)

既存の賃貸物件の内、国庫補助の補助対象と認められた場合

※ 厚生労働省等より短期間で非常に多くの書類の提出を求められます。

| 補助項目 | 補助対象 | 補助上限額(円) |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 権利取得費 | ・敷金、礼金、仲介手数料等の初期費用 ※家賃は補助対象外 | 1, 000, 000 |
| 施設整備費 | 国が補助対象として認めたもの ・バリアフリー工事 ・消防設備整備工事(スプリンクラー含む) ・その他、グループホームの基盤整備等(ホーム敷地内の工事に限る) | スプリンクラーなし 3,000,000 ※ スプリンクラーあり 4,000,000 ※ |

※法人が補助対象経費の内、1/4以上を負担した場合に上限額の範囲内で補助。

(3) 施設整備費(設置費補助金③④)

法人所有物件の内、

国庫補助金の補助対象と認められた場合

※ 厚生労働省等より短期間で非常に多くの書類の提出を求められます。

| 補助 | 項目 | 補助対象 | 補助上限額(円) |
|---------|-----------|-------------------|-------------|
| 設置費補助金③ | 施設整備費(新築) | 国庫補助金の対象となった施設整備費 | 9,000,000 💥 |
| 設置費補助金④ | 施設整備費(改修) | ※土地取得費は補助対象外 | 4,000,000 💥 |

※法人が補助対象経費の内、1/4以上を負担した場合に上限額の範囲内で補助。

(例)

設置費補助金(3) 施設整備費(新築)の場合 ・補助対象経費が12,000,000円以上の場合、9.000,000円を補助

※平成26年4月の消防法施行令改正に伴い、自力で避難することが困難な者が主に入居する障害者グループホームにおいては、スプリンクラー設備の設置が必須となりました。設置にあたっては、設置費補助金①~④の家屋改造費もしくは施設整備費で設置をするか、法人負担となります。消防設備の設置が無い場合、消防法施行令違反物件となり、障害者グループホームとして認められなくなる場合があります。

4 申請事務の流れ

※例:設置費補助金①の場合 提出 開設1ヶ月前 設置協議書 通知 設置承認通知書 嫜 法 害 設置費用が確定した 提出 (全ての領収書が揃っ 補助金交付申請書 支 た)日の翌日から7日 援 以内 課 通知 人 交付決定通知書 請求 補助金交付決定通知到 補助金請求書 着後 振込処理 振 込 会計室

- ※1) 設置費補助金②、③、④の申請事務については、年度ごとに連絡します。
- ※2) スプリンクラーの設計審査については、設置費補助金では現在実施しておりません。

5 交付申請にあたり必要となる書類

- ・障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書(第3号様式)に記載されている「添付書類」をご確認ください。
- ・次項「申請上の注意点」を必ずご確認ください。

6 申請上の注意点

- ・領収書等、支払いを証明する書類を必ず添付してください。
- ・複数の商品を一括の領収書で申請する場合や家屋改造費等については、商品や工事の内訳が分かる資料を添付してください(商品明細、見積書等)。
- ・補助基準額を上回る場合、設置経費として要した費用全てを申請する必要はありません。
- ・一件あたりの物品購入費や総工事費等が100万円以上の場合は、横浜市内業者による二社 見積り等が必要になります。 (詳細は次項)

7 一件あたりの物品購入費や総工事費等が100万円以上の場合

1件の工事の請負、物品の購入、業務の委託等(以下、「工事等」と言う。)の金額が 100万円以上になると見込まれる場合には、原則として、横浜市内事業者により入札を行う か、又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行ったもののみが補助対象となります。 上記を満たさない工事等については原則として、補助対象となりませんので、必ず以下の 項目をご確認ください。

- (1) 市内業者として認められるもの
 - ・横浜市の有資格者名簿に登記されている事業者の場合

「ヨコハマ・入札のとびら」

(http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html) の有資格者名簿一覧(工事、物品・委託等、設計・測量等の種類は問いません。) において「所在地区分」が「市内」となっています。

※所在地区分が「準市内」「市外」となっている事業者は補助対象外です。

- ・横浜市の有資格者名簿に登記されていない事業者の場合
 - a 商業登記等の登記に記載されている本店所在地が横浜市内である。
 - b 商業登記がされていない場合は、代表者の住民票等の記載住所が横浜市内である。
 - ※事業所の所在地が市内であっても、事業者の本社が市外である場合は原則として、補助 対象として認められません。

また、本店所在地が書類によって確認できない場合も、補助対象外となります。

(2) 提出が必要となる書類

- ・市内業者による入札を行ったことが分かる書類または2人以上の市内業者からの見積 書
- ・入札または見積りを行った事業者が市内業者であることを証する書類(前項で確認を行った資料の写し)
- (3) 市内業者により工事等を行うことが困難な場合

工事等の性質上、特定事業者に発注せざるを得ない場合や、市内事業者では施工、調達が困難なことが明らかな場合等については、準市内・市外事業者による入札又は見積書の徴収を行い、発注することが出来ます。

(例)

- ・特殊な技術や、経験・知識を特に必要とするなど、施工実績がある市内事業者がいない工事(特許、研究設備等)
- ・特殊な物品で、購入先が特定されるなど、契約の目的物が特定の者でなけれ ば納入できないもの(医療器具等)

個別の案件が生じた際は、必ずグループホーム担当者にご連絡ください。

第5 改修費補助金について

1 改修費補助金の概要

グループホームを利用する障害者が高齢になり、それに伴う身体機能の低下等により、従来のホームの設備で生活することが困難となる場合でも、居住しているホームで安心して生活し続けることができるよう、バリアフリー等改修に係る経費を補助します。

2 補助内容

| 補助上限額(円) | 算定方法 | 補助対象 |
|-------------|-----------|---------------------------------------------------|
| 2, 000, 000 | うち、少ない方の額 | 障害者グループホームの共有部分(入居居室、事業者専用スペース以外の部分)におけるバリアフリー工事費 |

[※]国庫補助を活用する見込みのため、1件300,000円以上の工事が対象となります。

3 補助要件

- 1. 賃貸物件の場合、賃貸主から家屋改造工事いついて同意を得ていること。
- 2. 工事について、未契約・未着手であること。
- 3. これまでにバリアフリー改修に係る補助金を受けていないこと。

4 スケジュール(予定)

| 時期 | 内 | 容 |
|----------|---------------------------|------------------|
| 1月~2月頃 | 法人⇒横浜市(障害支援課) | 事前調査書類の提出 |
| | (必要に応じ、確認や書類の追加提出 | 出を依頼します。) |
| 2月~4月頃 | 法人⇒横浜市(障害支援課)⇒国 | 事前協議書類の提出 |
| | (必要に応じ、確認や書類の追加提出を依頼します。) | |
| 7月~8月頃 | 国⇒横浜市(障害支援課)⇒法人 | 選定結果通知 |
| 通知後 | 法人⇒設計業者 | 設計の実施 |
| 設計終了後 | 法人⇔横浜市 (監査課) | 設計内容の審査・承認 |
| | 法人⇒理事会で入札等について審議・ | 承認 |
| 設計審査承認後 | 法人⇒工事業者 見積又は入材 | Lを実施の上、契約、建築確認申請 |
| | 工事着工 | |
| 工事完了後 | 法人⇒横浜市 (障害支援課) | 補助金交付申請書の提出 |
| 補助金交付決定後 | 横浜市(障害支援課)⇒法人 | 補助金支出 |

第6 運営費補助金について

1 運営費補助金の概要

| 項目 | 説明(算定上の注意点) |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家賃補助 | ・他地方自治体の家賃補助を受領している入居者は補助対象外とする(月の初日(1日)に入居していた者) ・計算式 月額家賃の1/2と補助基準額(要綱参照)のうち、少ないほうの額を入居定員で割り(百円未満切捨て)他地方自治体の家賃補助を受領している入居者数分を差し引いた額 《家賃計算例》 (定員7名、うち他地方自治体の家賃補助を受領している入居者1名、月額家賃380,000円、市街化区域の場合) 月額家賃380,000円×1/2=190,000円 ※190,000円>補助基準額177,000円 ⇒177,000円÷定員7人=25,285.71…≒25,200円(百円未満切捨) |
| 水道料金補助 | ・1人月額 1,300円 ・他地方自治体の水道料金補助を受領している入居者を除き、本市家賃補助を 受領している入居者、かつ、月の初日(1日)に入居していた者が対象 |
| 要介護支援費 | ・ <u>区分2以上</u> で、かつ、 <u>月の初日(1日)に入居している者がいるホーム</u> が対象 ア 夜間体制のあるホーム 月額96,700円 イ 夜間体制のないホーム 月額72,000円 |

2 変更交付申請について

入居者の変更等により運営費補助金額が変更となる場合は、原則として当該年度の**2月1日から3月5日**までに変更交付申請を行ってください。

下記表を確認の上、変更交付申請を行う必要がある場合は、必要書類を提出してください。

| 変 更 事 例 | 申請の要否 | 変更項目 | |
|---------------------------------------------------------------------|-----------|--------|--|
| 移転または契約更新等で、賃貸物件の家賃額が増減した場合 | 要 | | |
| 定員を7人以下から8人以上、または8人以上から7人以下に変更した場合 | 要 | 家賃補助 | |
| 援護の実施機関が横浜市外である利用者の入退去があった場合 | 原則、要 | | |
| 空室に新たな利用者が入居した場合 | 原則、要 | | |
| (月途中に入居した新たな利用者が、同月内に退去した場合) | 不要 水道料金補助 | | |
| 入居者が退去して、翌月1日まで新たな利用者の入居がなかった場合 | 要 | | |
| 入居者の区分変更や入退去等により、区分2以上の入居者が1人以上 いる状態になった場合、又は1人もいない状態になった場合 要介護: | | 要介護支援費 | |
| 夜間体制の有無を変更した場合 | 要 | | |
| 賃貸借契約の更新をしたが、家賃額に変更はなかった場合 | 不要 | _ | |
| 入居者が退去したが、翌月1日までに新たな利用者が入居がした場合 | 不要 | _ | |

[※] その他、個別の案件はグループホーム担当までお問合せください。

※ 変更交付が必要であるにも関わらず、申請しない例が発生しています。必ず確認してください。

3 申請上の注意点

・各項目の基準は「月の初日(1日)に入居していること」と「他地方自治体から補助を受けていないこと」です。申請前に入居月日、補助交付の有無を確認してください。

第7 横浜市単独加算の請求について

1 市単独加算の概要

| 項目 | 説明(算定上の注意点) | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| | ・日割計算については、月途中の入退去の場合のみ行う。 (外泊または入院の場合は日割りしない) ・計算式 (単価×在籍日数)÷当月日数=サービス単位数 ※サービス単位数の1円未満を切り捨て | |
| 運営基本費 | 《計算例》 1月17日に入居した場合のサービス単位数 (共同生活介護 4人定員 365日、区分2の単価にて計算) (単価14,000円×在籍日数15日)÷当月日数31日 =6774.1935···→6,774円 | |
| | ※区分や定員、援助体制によっては助成対象外となる場合があります。 (例)区分5,6の入居者等 ※区分が月途中で変更となった場合は、翌月から反映してください。 | |
| サービス管理費 | ・入居者一人につき月額5,000円 ・月途中の入退去や、外泊または入院があった場合も 日割りしない ・総合支援法給付費の基本報酬が、個別支援計画未作成減算の対象となる月 (平成26年度以降) は算定出来ません。 | |

2 請求方法

- かながわ県システムにより行います。
- ※ログインID等については神奈川国保連にお問合せください。 ・横浜市単独加算請求コード表の「ア 通常分」の該当コードで請求を行ってください。 ※請求コード表は「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載しています。
- ・「CSV作成用エクセルシート」を次頁の記入例に従って必要事項を入力し、CSV変換 を行った上でアップロード処理を行います。

3 注意事項

・以下の場合は、通常と取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

| 事例 | 取り扱い |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 簡易入力システムにて本体請求はないが、 加算(入院時支援加算、帰宅時支援加算 等)の請求がある。 | 横浜市単独加算請求コード表の「イ 本体請求が 0日の場合」の該当コードにて請求を行ってくだ さい。 |
| 簡易入力システムにて本体および加算(入院時支援加算、帰宅時支援加算等)ともに 請求がない。 | 横浜市単独加算の請求はできません。 |

請求情報CSV作成エクセルシート(事業所) V3.00 入力例 **請求年月日** 20111101 事業所番号 14112345678 ※サービス種類コード:サービス開始日等 (開始年月日 ~入院日数)に1つ以上の項目に設定する場合は必須と ※背景色が黄色は必須項目 特定障害者特別給付費 サービス開始日等 自治体助成分 利用者情報 助成① 助成② サービス 請求自治体コー 受給者証 支給決定者 支給決定児童 サービス単位数 算定 日額 | 市町村 | 実費 | サービス | 開始年月日 | 終了年月日 | 利用 | 外泊 | 入院 | 請求額 | 算定額 | 種類コード | (入所日) | (退所日) | 実日数 | 日数 | 日数 | 事業区分 単位数 回数 摘要 (単位数×回数) 提供年月 番号 氏名カナ 自治体番号 自治体番号 請求額 請求額 半角カナで入力 通常 201109 141044 1234567890 ヨコハマ ハナコ 319642 14,000 14,000 ・「単位数」欄は日割せず、コー 201109 141044 319109 5,000 ド表記載の単位数をそのまま 記載 ・月途中の入退去(日割計算) 日割り計算の場合のみ入力 (日割するのは「サービス単位 ※「サービス単位数」の項目の 201109 141036 319642 14,000 20111017 15 数 み日割計算額を記入(「単位 数」はコード表記載額を記入 ・サービス管理費は日割不要 201109 141036 11111111111 ニシ タロウ 319109 5,000 201109 141051 222222222 ミナミ シ゜ロウ 318642 14,000 14,000 本体請求がO日の場合 (入院時加算または帰宅時加 算の請求がある場合) 201109 141051 222222222 ミナミ シ゛ロウ 318109 5,000 5,000 同一事業所内で入居者が移動した場合は先に入居していた方のホームの単価で請求 (例) Aホームの入居者がBホームに移動した場合 ⇒ Aホームの単価で請求 ※ それぞれのホームの単価を日割計算して請求することはできません。 を追加する場合は、この行より上で挿入してください。この行より下は書式が適用されません

第8 横浜市体験入居について

1 市と国の体験制度の違い

| 項目 | 市 (体験入居) | 国(体験利用) |
|---------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 実施前に確認するもの | グループホーム体験入居承認決 定通知書 | 障害福祉サービス受給者証 |
| 設備基準 | 体験入居専用居室 | グループホーム定員数の範囲内での受け入れ(空き室)でなければならない例)定員5名のホーム(住居)で現在の入居者が4名の場合 |
| スコア・障害支援区分等 | 必要 | 必要 |
| 入院中・施設入所中の方に ついて | 対象外 | 対象 |

<u>※ 市 (体験入居) は、原則、体験入居専用居室を現在登録しているグループホームでの</u> み実施できます。

<u>※ 国(体験利用)が50日を超える場合に限り、市(体験入居)を定員上の空き部屋で実施できます。</u>

2 市の体験入居費を請求する際に提出する書類

- ①障害者グループホーム体験入居承認決定通知書(写)
- (区に申請し、必ず事前に決定を受けてください。)
- ②障害者グループホーム体験入居請求書(第5号様式)
- ③障害者グループホーム体験入居実績報告書(第6号様式)
- ※体験入居を実施する際には、事前に①を確認の上、実施してください。
- ※詳細は「横浜市障害者グループホーム体験入居事業実施要綱」をご確認ください。